

## 介護保険の仕組み

どのサービスを選ばいいの？

## 介護サービスの選択から利用まで

前回は、介護保険によるサービスを受けるためには、まず「申請」をして「介護認定」を受ける必要があることをお知らせしました。この認定を受けると、いよいよ介護サービスを受けることができますが、とは言っても、どこでどんな介護サービスを受けたいかわからないこともあるでしょう。

今号では、保険サービスを受けるまでを順を追ってご説明します。介護保険では、利用者にあったサービスの選択・利用について、介護の専門職員が本人や家族を支える仕組みになっています。

### ● サービス計画をつくる

介護サービスを受けるには、認定によって受けられる月々のサービス利用の限度額を考えると、どこで、どのような介護サービスを受けるか、きちんと計画をつくるのが何より大切になってきます。

この計画がケアプランと呼ばれる「介護サービス計画」で、介護の専門職員に作ってもらうことになります。

### ● 専門職員が 介護サービスの確保と調整

介護サービスを利用する場合、本人や家族の希望がひとつのサービスに集中することも考えられます。このような場合は、サービスを提供する側が間に合わなくなってしまうので、こ

れを防ぐために、専門職員はサービス提供者と常に連絡を取りあい、本人や家族の希望に沿えるよう計画づくりをすすめます。

### ● ケアプランの作成を専門職員に依頼しないとき

ケアプランは自分で作ってもよいことになっていますし、ケアプランを作らずに介護サービスを受けることもできます。この場合、いったん全額を立替え、後日、役場（介護保険）から払い戻しを受けることとなります。

### ● ケアプラン作成にかかる費用は？

ケアプラン作成にかかる費用（居宅介護サービス計画費）は、全額介護保険から支払われます。利用者の負担はありません。

## 介護保険サービスの種類

介護保険によるサービスには、①ご本人の住まいを中心として受ける「居宅サービス」、②介護保険施設に入所して受ける「施設サービス」があります。

### ● 居宅サービス

- \*訪問介護……ホームヘルパーが訪問し、介護や家事援助をします。
- \*訪問入浴介護……自宅を訪問して、入浴のサービスを行います。
- \*訪問看護……看護婦や保健婦などが訪問し、療養の世話や診療の補助を行います。
- \*訪問リハビリテーション……リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、日常生活の自立に向けた訓練を行います。
- \*通所介護（デイサービス）……デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスやリハビリテーションを日帰りで受けられます。
- \*通所リハビリテーション（デイ・ケア）……介護老人保健施設や病院、診療所で、リハビリテーションなどを日帰りで受けられます。
- \*福祉用具の貸与……車いす、特殊ベッドなど、福祉用具の貸し出し
- \*居宅療養管理指導……医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。
- \*短期入所生活介護（ショートステイ）……介護老人福祉施設（特別養護老

人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスを受けます。

\*短期入所療養介護（医療型ショートステイ）……介護老人保健施設（老人保健施設）などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、食事、入浴、排泄などの介護サービスを受けます。

\*痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）……痴呆の高齢者が共同生活を行い、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を受けます。

\*特定施設入所生活介護……有料老人ホームやケアハウスなどで、介護や機能訓練を受けます。

\*居宅介護福祉用具購入……ポータブルトイレや特殊寝台、特殊尿管など、介護保険で決められた福祉用具の購入費が保険給付の対象になります。

\*居宅介護住宅改修……手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修費用も保険給付の対象になります。



\*居宅介護支援……ケアプラン作成にかかる費用は、全額、保険で支払われ、利用者負担はありません。

### ● 施設サービス

\*介護老人福祉施設（現在の特別養護老人ホーム）……常に介護が必要な状況で、自宅では十分な介護が受けられない人が対象。介護や日常生活上の世話が行われます。医療行為はほとんど行われません。

\*介護老人保健施設（現在の老人保健施設）……積極的な医療ではなく、おもにリハビリテーションや介護、日常生活上の世話が中心として行われます。

\*介護療養型医療施設（いわゆる老人病院等）……長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設で、医療と介護が行われます。

以上のような様々なサービスが予定されていますが、いずれのサービスも、緊急のとき以外は、①まず「申請」して②介護の認定を受け③介護サービス計画をつくり④介護サービスを受けるという一連の手続きを経ることになります。（保健福祉課）